**生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）について**

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

[出典：厚生労働省「生活困窮者自立促進支援モデル事業担当者連絡会議(H26.4.24・25)」配布資料を加工して作成]

**平成27年4月1日**

**施行期日**

**法律の概要**

**１．自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）**

○ 福祉事務所設置自治体は、「自立相談支援事業」（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。

※　自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、ＮＰＯ等への委託も可能（他の事業も同様）。

○ 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」（有期）を支給する。

**２．就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）**

○ 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。

・就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」

・住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「一時生活支援事業」

・家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「家計相談支援事業」

・生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

**３．都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定**

○ 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき一定の基準に該当する事業であることを認定する。

**４．費用**

○ 自立相談支援事業、住居確保給付金：国庫負担３／４

○ 就労準備支援事業、一時生活支援事業：国庫補助２／３

○ 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：国庫補助１／２

**新たな生活困窮者自立支援制度**

**居住確保支援**

**包括的な相談支援**

**◆「居住確保給付金」の支給**

・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付

**◆自立相談支援事業**

・訪問支援（アウトリーチ）も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援

・生活と就労に関する支援委員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能

・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成

・地域ネットワークの強化など地域づくりも担う。

**再就職のために居住の確保が必要な者**

**本人の状況に応じた支援（※）**

**就労支援**

**◆就労準備支援事業**

・就労に向けた日常・社会的自立のための訓練

**◆「中間的就労」の推進**

・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付き

就労の場の育成

**◇ハローワークとの一体的支援**

・自治体とハローワークによる一体的な就労支

援体制の全国整備等により早期支援を推進

**就労に一定**

**期間を**

**要する者**

**なお一般就労が困難な者**

**早期就労**

**が見込**

**まれる者**

[出典：厚生労働省「生活困窮者自立促進支援モデル事業担当者連絡会議(H26.4.24・25)」配布資料を加工して作成]

**その他の支援**

**子ども・若者支援**

**家計再建支援**

**緊急的な支援**

※右記は、法に規定する支援（◆）を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援（◇）あることに留意

**◇関係機関・他制度による支援**

**◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援**

**貧困の連鎖の防止**

**◆学習等支援**

・生活困窮家庭のこどもに対する学習支援や保護者への進学助言を実施

**家計から生活再建を考える者**

**◆家計相談支援事業**

・家計再建に向けたきめ細かな相談・支援

・家計再建資金貸付のあっせん

**緊急に衣食住の確保が必要な者**

**◆一時生活支援事業**

・住居喪失者に対し支援方針決定までの間衣食住を提供

基本は現金給付ではなく自立に向けた人的支援を、有期により提供